

## サービスご利用約款

株式会社コムズ（以下「当社」といいます。）は、本約款に定める条件で、「FaceLive」サービス（以下「本サービス」といいます。）を本約款第2条に定める本契約が成立した本サービス申込者（以下「お客さま」といいます）に利用許諾いたします。

### 第1条（利用許諾）

当社は、お客さまに対し、本サービスを非独占的に利用することを許諾します。

### 第2条（契約成立日）

本契約は、お客さまが当社に対し本書により本契約を申し込み、当社が所定の手続を経てこれを承諾した日に成立するものとします。

### 第3条（契約期間）

1 本契約に基づく本サービスの利用許諾期間は、当社から「FaceLive」ポータルを発行し、お客さまに通知した日から起算し、表記のサービス最低利用契約期間継続するものとします。

2 お客さまは、前項の期間満了までの利用許諾料全額を支払うことよってのみ、本契約を中途解約することができるとします。

3 最低利用期間経過後は、お客さまは、1ヶ月前の通知をもって、いつにても本契約を終了することができます。

### 第4条（サービス料金等）

お客さまは、表記に定めるサービス料金等を次条に定める支払条件に従って支払を行なうものとします。お客さまにお支払いいただいたサービス料金等につきましては、一括前払いの中途解約の場合を含み一切返還いたしません。

### 第5条（支払条件）

1 本サービス料金等に定める請求元が 当社の場合、当社が発行する請求書及び当社が指示する支払手段に従って、お客さまはサービス料金の支払を行なうものとします。

2 本サービス料金等に定める請求元が当社代理店又は集金代行業者等当社が別途指定する第三者の場合、当社代理店又は集金代行業者等当社が別途指定する第三者が指示するところに従って支払手続き及び支払を行なうものとします。

3 本サービスの開通日が月の途中であった場合、本サービス開通日の属する月から月額サービス利用料を全額請求いたします。本サービス終了日が月の途中であった場合、本サービス終了日の属する月の月額サービス利用料は全額請求いたします。

### 第6条（遅延損害金）

お客さまの本契約に基づく金銭債務については、その履行まで年14.6パーセントの割合による遅延損害金が発生するものとします。

### 第7条（保証）

当社はお客さまに対し、本サービスが、当社が公表している機能どおりに作動することを保証します。但し、本サービスの利用においていかなる中断又は不具合が発生しないことを保証するものではありません。

### 第8条（禁止事項1）

1 お客さまは、本サービスを利用するに際し、次の行為をしてはならないものとします。

- ①公序良俗に反する行為
- ②犯罪行為及びこれに関連する行為
- ③第三者のプライバシーその他の権利を侵害する行為
- ④公職選挙法に違反する選挙活動
- ⑤当社の名誉信用を害する行為
- ⑥その他法令に違反する行為

2 お客さまが前項の行為をした場合は、当社は事前の通知なくして本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、本サービスの中止によりお客さまが何らかの損害を被ったとしても当社は一切責任を負わないものとします。また、この場合本サービスの提供中止に伴うサービス料金の返還、減額等は一切行なわないものとします。

### 第9条（禁止事項2）

1 お客さまは、本契約及び本契約に基づくお客さまの権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、担保権を設

定する等の処分をすることができないものとします。

2 お客さまは、本契約により知り得た当社の営業に関する情報その他の秘密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。

3 お客さまは、当社の本サービスに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。

4 本条に定める規定は、本契約終了後もその効力を維持するものとします。

### 第10条（本サービスの一時停止）

1 当社は、次の場合には、お客さまに対し事前に通知することなく本サービスを一時的に停止することができるものとします。この場合、当社はお客さまに対し、事後的に速やかに一時停止の事情、復旧の見通し等について可能な範囲で通知するものとします。なお、この場合、お客さまに損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

- ①システム保守の緊急の必要が生じた場合
- ②天災地変、停電等不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- ③その他システム運用上或いは技術上の理由により本サービスを一時停止する緊急の必要があると当社が判断した場合
- ④本サービスを提供するために利用しているプロバイダの責に帰すべき事由により、障害が発生した場合
- ⑤本サービスを提供するために利用している通信事業者の回線に障害が発生した場合
- ⑥お客さまが月額サービス利用料その他の支払を怠った場合。なお、この場合は支払債務の不履行が解消されるまで本サービスの提供を停止することができるものとします。

2 当社は、お客さまに対し、事前に通知することにより、定期的なシステムの保守点検のため本サービスを一時停止することができるものとします。この場合、お客さまに損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第11条（ID等の自己管理責任）

お客さまは、本サービスに関連する自己のID等を自己責任により管理するものとし、ID等の失念による本サービスの利用不能、ID等を他者に利用されたこと等による損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第12条（常時接続における利用制限）

本サービスを常時接続した状態での利用時間は、8時間を限度とするものとします。常時接続利用が8時間を超過したことに起因して生じた本サービスの不具合等による損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第13条（責任の制限）

1 当社の責に帰すべき事由により本サービスの利用が出来なくなり、且つかかる状態が24時間以上継続した場合、当社は障害発生の時から24時間を1日として、日割計算した金額を月額サービス利用料から減額いたします。当社の責に帰すべき事由による本サービス停止に伴う当社の責任は本項に定めるものに限られ、本サービス停止に伴いお客さま又はお客さまの顧客が被るその他一切の損害から当社は免責されるものとします。

2 本サービスに関連するプロバイダの責に帰すべき事由により本サービスの提供が中断し、当該プロバイダが当社に対しサービス停止に伴う補償を行った場合、当社は当社がプロバイダから受けた当該補償の範囲内でお客さまに対して補償を行うものとします。

3 本サービスに関連する通信事業者の責に帰すべき事由により本サービスの提供が中断し、当該通信事業者が

当社に対しサービス停止に伴う補償を行った場合、当社は当社が通信事業者から受けた当該補償の範囲内でお客さまに対し補償を行なうものとします。

### 第14条（期限の利益喪失）

お客さまにつき次のいずれかの事由が生じたときは、お客さまは当社の通知催告なくして当然に期限の利益を失い、お客さまは初期導入料、契約期間にかかる月額サービス利用料の総額、その他未払いの金銭債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。

- ①サービス料金等の支払いを怠ったとき
- ②強制執行又は保全処分若しくは競売の申立を受けたとき
- ③破産、特別清算、民事再生、会社整理、会社更生のいずれかの申立をし、又は申立をされたとき
- ④租税公課を滞納して督促をうけたとき、又はそれによる差押を受けたとき
- ⑤支払を停止したとき又は手形小切手を不渡りにしたとき
- ⑥監督官庁より営業停止処分を受けたとき
- ⑦災害、労働争議、その他の事由により本契約の履行が困難であると当社が認めるとき

### 第15条（契約解除）

お客さまにつき次のいずれかの事由が生じたときは、当社はお客さまに対し催告を要せず本契約を解除し、前条に定める金銭債務の支払を請求することができるものとします。

- ①前条各号に定める事由が生じたとき
- ②お客さまが本サービス用端末等注文物品の受領を拒絶し又は遅延したとき
- ③契約に違反し、催告後相当期間内に当該違反を是正しないとき

### 第16条（通知義務）

お客さまは、氏名、商号、住所、本店・支店所在地、電話番号等連絡先、代表者の変更、その他お客さまの事業内容に重要な変更が生じた場合は、直ちに当社に対し書面で通知するものとします。

### 第17条（個人情報）

1 当社は、本契約により取得するお客さまの個人情報につき、本サービスの提供等本契約上の義務の履行、集金等本契約上の権利行使、アフターサービス、本サービスに関連する新製品、新サービス等のご案内、本サービスに関するアンケートへのご協力依頼等の目的で利用させていただきます。

2 お客さまは、当社が本契約上の権利の行使及び義務の履行のため、本契約により取得するお客さまの個人情報を、集金代行業者、プロバイダ、通信事業者等に提供することに同意します。

3 当社は、本契約により取得するお客さまの個人情報を適切に管理するものとします。

### 第18条（合意管轄）

お客さま及び当社は、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

### 第19条（本約款の変更）

当社は、本約款を適宜変更することができるものとします。本約款を変更する場合、適切な方法でお客さまに通知いたします。/以上

平成 26年 8月 1日制定